

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見決定の件

西宮市長が西宮市立公民館条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、社会教育法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和 7 年 2 月 5 日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤 岡 謙 一

(参考 1)

○社会教育法（抄）

第 8 条の 2 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

(参考 2)

○社会教育法に基づく特定事務を定める規則（抄）

(対象事務)

第 2 条 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める特定事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 25 年西宮市条例第 18 号）第 1 号に規定する特定社会教育機関（以下「特定社会教育機関」という。）の設置及び廃止に関する事務

(参考 3)

○西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（抄）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) 図書館、郷土資料館及び公民館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第 21 条第 7 号から第 9 号まで及び第 12 号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）

(別 紙)

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和7年2月5日

西宮市教育委員会

西生学企発第 14 号
令和 7 年 1 月 24 日
(2025 年)

西宮市教育委員会 様

西 宮 市 長
石 井 登志郎

西宮市立公民館条例の一部を改正する条例制定に関する意見照会について

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成 25 年西宮市条例第 18 号）に基づき、西宮市長は公民館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行しております。

現在、建て替えのため休館している越木岩公民館は、隣接する図書館等を複合し、新たな地域拠点施設「(仮称) 越木岩センター」として整備予定であるため、令和 7 年 3 月定例議会において、西宮市立公民館条例（昭和 36 年西宮市条例第 11 号）の一部を改正し、本条例の公布の日をもって越木岩公民館を廃止する予定です。

つきましては、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定及び社会教育法に基づく特定事務を定める規則（令和 2 年西宮市規則第 60 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、教育委員会のご意見を伺います。

以 上

西宮市立公民館 新旧対照表（抜粋）

旧	新																																																														
第1条 略	第1条 略																																																														
第2条（名称及び位置） 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 （略） 西宮市立神原公民館 西宮市神原6番11号 西宮市立越木岩公民館 西宮市樋之池町5番29号 （略）	第2条（名称及び位置） 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 （略） 西宮市立神原公民館 西宮市神原6番11号 <u>削除</u> （略）																																																														
第3条～第7条 略	第3条～第10条 略																																																														
別表	別表																																																														
<table><tr><th>公民館の 名称</th><th>室名</th><th>使用料 （1区分当たり）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="4">西宮市立 神原公民 館</td><td>講堂</td><td>750</td></tr><tr><td>集会室</td><td>350</td></tr><tr><td>和室</td><td>350</td></tr><tr><td>実習室</td><td>350</td></tr><tr><td rowspan="6"><u>西宮市立 越木岩公 民館</u></td><td><u>講堂</u></td><td><u>1, 250</u></td></tr><tr><td><u>第1集会室</u></td><td><u>350</u></td></tr><tr><td><u>第2集会室</u></td><td><u>450</u></td></tr><tr><td><u>第3集会室</u></td><td><u>500</u></td></tr><tr><td><u>和室</u></td><td><u>500</u></td></tr><tr><td><u>実習室</u></td><td><u>450</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	公民館の 名称	室名	使用料 （1区分当たり）	（略）	（略）	（略）	西宮市立 神原公民 館	講堂	750	集会室	350	和室	350	実習室	350	<u>西宮市立 越木岩公 民館</u>	<u>講堂</u>	<u>1, 250</u>	<u>第1集会室</u>	<u>350</u>	<u>第2集会室</u>	<u>450</u>	<u>第3集会室</u>	<u>500</u>	<u>和室</u>	<u>500</u>	<u>実習室</u>	<u>450</u>	（略）	（略）	（略）	<table><tr><th>公民館の 名称</th><th>室名</th><th>使用料 （1時間30分当たり）</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="4">西宮市立 神原公民 館</td><td>講堂</td><td>750</td></tr><tr><td>集会室</td><td>350</td></tr><tr><td>和室</td><td>350</td></tr><tr><td>実習室</td><td>350</td></tr><tr><td rowspan="6"><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr><tr><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr><tr><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr><tr><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr><tr><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr><tr><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	公民館の 名称	室名	使用料 （1時間30分当たり）	（略）	（略）	（略）	西宮市立 神原公民 館	講堂	750	集会室	350	和室	350	実習室	350	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>	（略）	（略）	（略）
公民館の 名称	室名	使用料 （1区分当たり）																																																													
（略）	（略）	（略）																																																													
西宮市立 神原公民 館	講堂	750																																																													
	集会室	350																																																													
	和室	350																																																													
	実習室	350																																																													
<u>西宮市立 越木岩公 民館</u>	<u>講堂</u>	<u>1, 250</u>																																																													
	<u>第1集会室</u>	<u>350</u>																																																													
	<u>第2集会室</u>	<u>450</u>																																																													
	<u>第3集会室</u>	<u>500</u>																																																													
	<u>和室</u>	<u>500</u>																																																													
	<u>実習室</u>	<u>450</u>																																																													
（略）	（略）	（略）																																																													
公民館の 名称	室名	使用料 （1時間30分当たり）																																																													
（略）	（略）	（略）																																																													
西宮市立 神原公民 館	講堂	750																																																													
	集会室	350																																																													
	和室	350																																																													
	実習室	350																																																													
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																													
	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																													
	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																													
	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																													
	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																													
	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																													
（略）	（略）	（略）																																																													

旧	新
備考 略 【付則に追記】	備考 略 付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (略)

以上

西宮市越木岩センター条例制定について

■越木岩センター概要



延べ床面積 1,789.73 ㎡(ピロティ部 263 ㎡含む) RC 造一部木造 S 造 3 階建

フロア構成

階	室名	広さ	利用用途
1階	サポーターズルーム	23 ㎡	地域団体等が使用
	地域交流スペース	79 ㎡	共用スペース(居場所・イベント等)
	ランチルーム	49 ㎡	貸室(調理可)
2階	図書館	163 ㎡	
	読書・学習スペース	48 ㎡	図書の閲覧や自習
	ルーム A	44 ㎡	貸室(防音)
	ルーム B	59 ㎡	貸室
	ルーム C	39 ㎡	貸室
	多目的協議スペース	63 ㎡	貸室(通常は共用スペースとして開放)
3階	多目的ホール	209 ㎡	貸室
屋外・ピロティ	駐車場	12 台	

整備スケジュール(予定)

時期	内 容
令和8年6月	センター竣工
令和8年秋頃	センター開館

基本コンセプト

人づくり・つながりづくり・地域づくり ～人生 100 年時代の人・まちを見据えた交流拠点～
－機能の融合と一体感を象徴する施設－

センターは、越木岩公民館や図書館分室等を合築するだけでなく、各々の機能を生かし、多世代にわたる地域住民の居場所として人と人との交流やつながりを深めるとともに、生涯学習の取組をきっかけに、地域活動への主体的な参画や地域づくりにつながる「学びと活動の好循環」を実現する仕組みを備えた施設を目指します。

1 条例制定の趣旨

西宮市越木岩センター(以下、「センター」という。)の設置に当たり、必要な事項を定めるものです。センターは、同一敷地内にあった越木岩公民館、中央図書館越木岩分室、消防団越木岩分団車庫の3つの建物を合築し、土地の有効活用と施設管理の効率化を図るとともに、新たな地域づくりの拠点となる複合施設として整備します。

なお、本条例の施行に伴い、越木岩公民館は廃止し、より自由度の高い施設へと移行します。

2 条例の概要

(1)施設名称

「西宮市越木岩センター」とします。

(2)施設構成

- ・コミュニティプラザ(旧越木岩公民館)
- ・西宮市立越木岩センター図書館

※各施設の有機的な連携を図ります。また、合築する消防団越木岩分団車庫は、公の施設ではないため本条例には規定しませんが、防犯・防災活動などにおいて連携を図ります。

(3)事業内容

- ・市民の学び及び交流並びに市民活動の支援及び促進に関すること
- ・地域共生社会の実現の促進に関すること
- ・地域社会における多様な主体との連携に関すること
- ・地域及び市政に関する情報の収集及び提供に関すること
- ・センターの施設及び設備の提供に関すること
- ・その他市長が必要と認める事業

(4)開館時間(規則で定めます)

施設区分	開館時間	
	変更前	変更後
コミュニティプラザ	9:00～22:00 ※使用時間区分は 1.5h×8 区分	9:00～21:00 ※使用時間区分は 1.5h×8 区分
越木岩センター図書館	10:00～17:00	9:30～18:00

※図書館については、指定管理者の提案により変更の可能性があります。

(5)休館日(規則で定めます)

施設区分	休館日	
	変更前	変更後
コミュニティプラザ	年末年始	毎月第1木曜日、年末年始
越木岩センター図書館	月曜日、日曜日 毎月第1木曜日、年末年始	月曜日 毎月第1木曜日、年末年始

(6)指定管理者による管理

センターの管理運営は、指定管理者に行わせるものとします。

(ア)指定管理の概要

項目	内容
目 的	施設の使用許可及び使用料の徴収等を含む管理運営全般を民間事業者が行うことにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応します。
期待される効果	・複合施設の一体的な運営と維持管理 ・市民目線に立った柔軟かつ効率的な運営 ・民間事業者の専門性やノウハウの活用
指定管理者が行う業務	・図書館の管理運営業務 ・貸館の管理運営業務 ・地域支援に関する業務 ・施設及び設備の維持管理業務
リスク分担	・市は施設の設置者としての責任を負い、指定管理者は施設の管理者としての責任を負うこととなります。 ・リスクの顕在化に伴う事故や損害等を回避または最小限にとどめるため、施設の管理運営に関して、市と指定管理者それぞれが担う責任、リスク分担について協定に定めるものとします。

(イ)使用料の取扱い

施設区分	使用料の取扱い
コミュニティプラザ	従来通り、使用料は市の収入とします。 指定管理者のインセンティブを高めると共に事務の合理化を図るため、利用料金制*の導入を予定していましたが、そのための予約システム改修に多額の費用を要するため、次期システムの更新を踏まえて導入を目指すこととします。
駐車場	利用料金制を導入し、指定管理者の収入とします。 センター利用者の多くが利用できるよう有料化し、利用料金制*の導入により、指定管理者のインセンティブを高め、責任ある管理運営を求めています。

*利用料金制

公の施設の使用料を指定管理者の収入とすることができる制度で、指定管理者のインセンティブを高め経営努力を促すと共に、地方公共団体の会計事務の効率化が図られます。

(7)料金設定の考え方

区分	算定方法
コミュニティプラザ	これまでの料金設定から急激な上昇とならないよう公民館の使用料改定(令和7年10月適用)の単価を用いて使用料を算定しています。 ※使用料 = 公民館使用料改定時単価 × 諸室㎡ ただし、次回の使用料改定時には、「西宮市施設使用料指針」にもとづき、センターの維持管理費を前提に改定を行う予定です。
駐車場	近隣民間駐車場の料金等を参考に市が上限額を設定し、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めます。

(8)使用料及び利用料金の額

■コミュニティプラザ使用料

室名	使用料(1時間30分当たり)
ルームA	400 円
ルームB	550 円
ルームC	350 円
ランチルーム	450 円
多目的協議スペース	550 円
多目的ホール	1,950 円

※市外利用の場合は、この表に規定する額の倍額とします。

※入場料、受講料その他これに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合は、この表に規定する額(市外利用の適用を受けた場合は、当該適用後の額)の倍額とします。

■駐車場利用料金(市が上限額を設定)

区分		利用料金
通常駐車	午前8時30分から午後9時30分まで	30分までは無料とし、30分を超えるときはその超える30分までごとに250円
夜間駐車	午後9時30分から翌日午前8時30分まで	1回につき1,500円

(9)施行日

センターの開館が令和8年秋頃の予定であるため、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

ただし、利用料金の額の設定その他の準備行為は、公布日以降、行うことができます。